

知的財産情報センター（CIPIC）と 知的財産侵害物品の水際取締り

（財）日本関税協会 知的財産情報センター

事務局長 内藤 敏雄



目 次

1. 知的財産情報センターの設立
2. 知的財産侵害物品の水際取締りの沿革
3. 税関における知的財産侵害物品の水際取締りの実質スタート
4. 暮らしの中の知的財産権展
5. 知的財産情報センター会報誌掲載記事
6. 知的財産情報センターの活動

1. 知的財産情報センターの設立

「近年における経済の国際化・ソフト化，科学技術の急速な進歩に伴い特許権，商標権，さらにはコンピューター・プログラムに関する著作権，半導体集積回路装置の回路配置利用権といった知的財産権の商品価値に占めるウェイトがますます増大している一方，模造品，海賊版，特許の不正使用といった知的財産権を侵害する商品の横行が目立って増加している。

いまや知的財産は科学技術と同様，企業戦略上でも重要な要素の一つとなっており，1990年代は知的財産をめぐる関心がますます高まるものと見られる。」との観点に立って，知的財産侵害物品に対する取締りの支援，国の内外における不正商品による権利侵害，取締り等の情報収集，会員の権利救済のための支援等の事業を行うことを目的として，平成元年11月20日，財団法人日本関税協会に知的財産情報センター（Customs Intellectual Property Information Center，通称 CIPIC サイピック）が設立された^{（注1）}。

（注1）財団法人 日本関税協会寄付行為 第4条（業務目的及び事業）

- （8）知的財産に関する情報検査システムの研究開発，調査研究，相談処理，外国の行政官等に対する研修，広報，啓蒙活動及び政策提言並びに知的財産権侵害物品に対する取締りの支援

設立以来，当センター会員の意見・要望等を事業に反映させつつ，水際における知的財産保護と権利侵害

への適切な対処に有効な情報の収集と提供を図るとともに，財務省・税関による水際取締りを支援し，また知的財産権に関して国民への啓発を行うこととして，事業活動を行ってきた。

そこで税関における知的財産侵害物品の水際取締りとの関連を含め，以下 CIPIC 事業について述べてみたい。

2. 知的財産侵害物品の水際取締りの沿革

我が国における知的財産侵害物品の水際取締りに関する法律は明治32年（1899年）に施行された関税定率法の規定に始まる。

「特許意匠商標及版權ニ関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」は輸入禁制品と規定されていた。即ち，明治政府が海外諸国との不平等条約の是正に向けて努力していた中で，知的財産侵害物品は麻薬，拳銃と同様に輸入禁制品扱いとされていた。

しかし，明治時代は罰則の規定が関税関係の法令の中にはなく，税関が水際で知的財産侵害物品を積極的に取り締まることはなかったと言えよう。

昭和23年に輸入禁制品としての罰則が関税法の中に規定され，昭和29年に関税定率法の中に行政処分としての没収廃棄，積戻し命令の規定が置かれた。

昭和30年代後半に入ると，有名ブランド品の並行輸入が問題となり，知的財産権の権利者から税関に対し輸入差止めの要請が行われるようになり，昭和41年5月に通達を制定して権利者から具体的な情報提供を受ける制度を導入し，重点的な審査・検査を行うこととされた。

昭和47年には，パーカー判決（昭和45年）を受け，一定範囲内の並行輸入を容認する通達改正が行われた。

昭和50年代後半になると，偽ブランド品の横行が目立つようになり，昭和61年7月に知的財産権の権利者からの情報提供の受理，知的財産侵害物品の審査，

情報の収集、職員の指導等、知的財産に関する事務を担当する不正商品等担当官が税関の中に置かれた。そして、平成元年には、CIPIC が設立された。

3. 税関における知的財産侵害物品の水際取締りの実質スタート

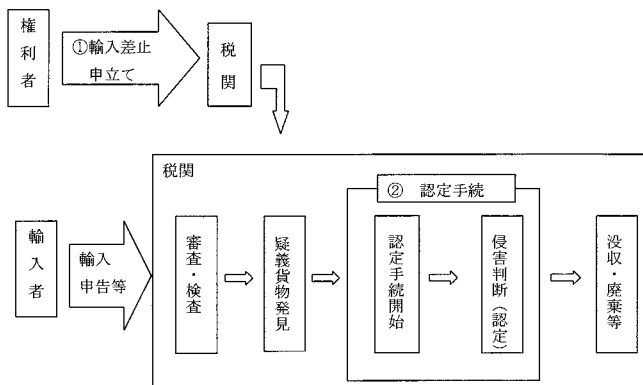
現在、我が国における知的財産侵害物品の水際取締りは、次の図のとおり①権利者が行う輸入差止申立て、②税関が行う認定手続が2本柱となっている。

①で権利者が税関に輸入差止申立てを提出し、税関はこれを受理すると、それに基づく取締りを開始する。輸入者が輸入申告を行った中で疑義物品を見つけると、知的財産侵害物品かどうかの判断をするため②認定手続をとることとなる。認定手続開始通知を行い、権利者、輸入者双方からの意見及び証拠の提出並びにそれらに対する反論を待って、知的財産侵害物品か否かの認定を行うこととなっている。

知的財産侵害物品の認定後は、没収、廃棄などの処分をする。

なお、①輸入差止申立てがなくても、商標権等知的財産侵害物品であることが明らかな場合には、税関の職権で差止を行うこととなる。

知的財産侵害物品の水際取締り



以上が現在の税関における知的財産侵害物品の水際取締りの実態であるが、偽ブランド品の輸入が目立ち始めた昭和50年代後半には上述のような水際取締りの手続が確立していなかった^(注2)。

ここで、昭和59年初め、全国の税関職員で知的財産侵害物品の水際取締りの嚆矢となった人の話を紹介する。

東京税関T出張所のN統括審査官である。

N統括審査官は、フィリピン仕出のTシャツ20FTコンテナ1本分が廉価で輸入申告されているので、現

品検査したところ、表示されている商標がヨーロッパ及び日本の有名ブランドであることに気付いた。これら有名ブランドの通常の小売価格からすれば、輸入価格が低価すぎることに加え、現品が粗悪なものであった。

N統括審査官は、フィリピン仕出のTシャツに表示されている4つの有名ブランドの日本における権利者又はその代理人を捜し出し、税関に呼んだ。4つのブランドの権利者は、現品のTシャツの品質、縫製、ラベル等表示から判断して、間違いなく「ニセモノ」と鑑定した。

N統括審査官は、これまで当該貨物のような類似品を輸入差止めをした前例がないことから、4つのブランドの商標権者又はその代理人を税関に呼んで現品の鑑定依頼を行ったものであった。

4つのブランドの権利者は、N統括審査官に各々のブランドについてホンモノとニセモノの見分けるポイントを具体的に説明し、今後とも類似品が輸入申告される場合には鑑定等の協力を惜しまない旨を約束した。

N統括審査官は当該貨物の輸入者Aを税関に呼んで、法律の規定に従い輸入許可は出来ない旨を説明した。

輸入者Aはすぐさま反論し、「今まで同様なTシャツを輸入しているが、何故今回だけ輸入許可がされないのか納得できない」と食い下がった。

N統括審査官は、「このフィリピン仕出のTシャツは、商標権を侵害するものであり、関税定率法第21条に輸入禁制品として規定されているものである。知的財産侵害物品は、麻薬、けん銃と同様に輸入禁制品として規定されており、今までも麻薬、けん銃を税関にわからずに輸入してきたが、何故今回はだめなのかということが通らないのと同じである。」と言うと、輸入者Aはげんなりした顔をして帰っていった。

間もなく、輸入者Aが依頼した『応援団体B』と名乗る者がN統括審査官に電話を掛けてきて、「明日輸入者Aに立ち合って貴方の話を私も聞かせてもらいたいのでよろしく」と言ってきた。

翌日、N統括審査官は、輸入者Aに付き添ってきた『応援団体B』の話をじっくり聞くとともに、法律の条文を見せることなく、わかりやすく「何故当該Tシャツを輸入することができないのか」をねばり強く説明した。

その結果、『応援団体B』と輸入者Aは「統括の説明により、輸入申告したTシャツが商標権を侵害し

ていることが理解できたので、Tシャツに表示されている有名ブランドのラベルを切削する、若しくはTシャツの縫い込みブランドにハサミを入れることで合意する」と納得した。

N 統括審査官は、直ちに4つのブランドの権利者に当該措置内容を伝えて了解を得た。

その後、『応援団体 B』と輸入者 A は、T出張所の保税蔵置場内で N 統括審査官との合意に従って、Tシャツのラベル切削等の作業を行った。

N 統括審査官は、上述の経緯を上司に報告するとともに、他の税関の輸入担当官に電話連絡し、当該事案の要点を説明した^(注3)。

その後、間を置くことなく幾つかの税関の輸入担当官から N 統括審査官に「当税関でも T 出張所と同様な商標権を侵害する貨物が見つかり、貴出張所の事例を参考にして対応しました」との連絡が入った。

(注2) CIPIC 設立前の昭和 58 年（1983 年）～昭和 61 年（1986 年）までの輸入差止

まず、昭和 58 年（1983 年）～昭和 61 年（1986 年）までの4年間の税関における不正商品の輸入差止状況をみると、商標権の中でレコードの差止件数が1,500件～3,000件と際立っている。しかし、これは米国のコロンビアレコードとビクターレコードの真正商品が日本に輸入されてくると、日本のコロンビア及びビクターのレコード会社の商標権を侵害するとして輸入を差止められていたもので、これらのほとんどは権利者からの輸入同意書の取得や商標の抹消などにより輸入が認められていた。したがって、輸入差止件数では、これらのレコードを除いた輸入差止状況をみていくと、権利別では特許権や意匠権の侵害に当たる物品の輸入がトップを占めており、現在のように商標権侵害物品の件数が最も多くなったのは昭和 61 年（1986 年）以降である。

当時の輸入差止件数は、昭和 58 年が 117 件、昭和 59 年が 59 件、昭和 60 年が 106 件及び昭和 61 年が 100 件と現在と比べてかなり少ない件数であった。

当時の輸入差止商品を見ると、特許権侵害物品では調味料（製造技術に関するもの）やウインドサーフボード、意匠権や実用新案権を侵害した釣竿用具（釣竿に付ける「導糸管」を権利者の許諾

なく付けたもの）などが数多く差止められており、商標権侵害物品では、ハンドバッグ、ポロシャツなどが2件、4件と一桁台で推移していた。しかし、昭和 61 年になって韓国から著名ブランドの偽スポーツシューズが輸入されるようになり、商標権侵害物品の差止件数も40件と急増した。また、輸入差止の合計件数も100件前後で推移しており、これらの殆どは輸入差止情報提供のない税関自らの情報に基づく職権による輸入差止めとなっていた。

その後、昭和 61 年（1986 年）7 月 1 日に全国の税関本関及び主要な官署に不正商品等担当官が配置され、取締りの強化が図られた結果、翌年の昭和 62 年（1987 年）からは、商標権侵害物品の輸入差止件数が飛躍的に伸びてきた。

(注3) 現在から20年以前の当時は、知的財産侵害物品に係る①輸入差止申立て、②認定手続がなく、守秘義務との関係なども考慮して、N 統括審査官は上述のような対応をしたものと思料される。

4. 暮らしの中の知的財産権展

当センターがこれまで開催したイベントの中で最大、特筆すべきイベントとして、平成3年5月2日から1ヵ月余りかけて行われた「暮らしの中の知的財産権展」が挙げられる。



この展示会は、松坂屋上野店、横浜店、名古屋店、大阪店各デパート店において開催され、延べ6万人近い来場者を集めるとともに各地のテレビ放送局で報道されるなど好評であった。

「暮らしの中の知的財産権展」を開催した目的は、知的財産権が日本人の生活に密着し、身近なものとなっていることを広く認識していただき、何故知的財

産権を守らなければならないのかについて正面から取組もうとしたものであった。

同展示会は、フランスのユニオン・デ・ファブリカンの模造品博物館から展示品^(注4)を借用し日本で初公開したほか、フランス大使館、朝日新聞社などの後援・協力をいただき実施し、次のような特徴を持たせたものであった。

(1) 知的財産権に関連して、国際的な機関であるGATT、WIPOの動きに加え、日本の税関の水際取締りの紹介コーナーを設けた。

(2) 知的財産権の権利をわかりやすく解説するとともに、知的財産権の商標権等の各権利の紹介をした。

(3) 世界の歴史からみた知的財産権保護の沿革を紹介した。

(4) 知的財産侵害物品（ニセモノ）とホンモノを並列展示する従来の手法は採らず、ニセモノは①外国ブランドの日本国内に流入したニセモノ、②海外で出回っている日本ブランドのニセモノを各々まとめにしてプラスチックケースにぶち込んで展示し、ホンモノはブランドごとにパネルと現物を併せて展示し、ホンモノの良さをPRするコーナーを設けた。

(5) 知的財産権に関する「税関相談コーナー」を設けて、様々な相談に応じるとともに税関及び有名ブランドを紹介するVTRを放映するコーナーを設けた。

(6) 展示会開催中に、知的財産権保護を広く認識してもらうための講演会を会場内で行った。

(7) 会期中に各会場ごとにニセモノを壊す（ハサミで切る、ハンマーで打ち壊す）パフォーマンスを実施した。

(注4) パリのユニオン・デ・ファブリカン「ニセモノ博物館」から借用した展示品

- ・ 19世紀のフランス商標登録簿1冊
1872年、ユニオン・デ・ファブリカンが設立された以降のラベル商標の登録簿
- ・ 古代の壺1点
地中海で発見された2300年前の古代の壺。商標が初めて使われたと思われる。
- ・ フランス製縫い糸、パッケージ・シールのイミテーション
- ・ カシェー（印形）
レンガ製造人又は瓦製造人が所持していた約2,000年前の印形1点

- ・ 古代の壺のふた4点
- ・ 香水の瓶5点
有名ブランドのニセモノ香水瓶
- ・ 模造酒瓶（ワイン、ウイスキー）8点
コワントロー、ベネディクティン、コルドン・ルージュ
- ・ 腕時計2点
1950年代のニセモノ「オメガ」
- ・ ネックレス模造品4点（本物2点 ニセモノ2点）
- ・ 車のパーツ4点 ミシュランのタイヤエアゲージとフォグランプ



「ニセモノ」の展示コーナー



「ホンモノ」の展示コーナー



展示品：商標が初めて使われた壺

5. 知的財産情報センター会報誌掲載記事

知的財産情報センターは、平成元年 11 月に設立され、会報誌として平成 5 年 12 月まで「知的財産情報センター会報」を Vol.1 から 23 まで出版した（現在は、CIPIC ジャーナル Vol.171 が最新号であり、同会報が衣替えされている。）。

ここで、知的財産情報センター会報の掲載記事の中から、平成時代初期の知的財産侵害物品の水際取締りに対する意見の一部を抜粋して紹介することとする。

○平成 2 年 5 月 (Vol.2)

知的財産情報センター 事業部長 本間 昌二郎
(松坂屋理事・ニナリッチ開発(株)取締役支配人)

・ニセ物とのたたかい

昭和 51 年頃は、日本でようやくブランド物のブームが始まった頃で、その売れ行きを見てニセ物作りを始めたメーカーがありました。ニセ物は、ハンドバック・アクセサリ・ネクタイ・衣料品に多かった記憶があります。

「ニセ物が出れば、ニナリッチも本物だよ」というような事を言われたのは、その頃でしたが、当時日本は、社会全般的にそう言う感覚でした。

ニナリッチのニセ物をそういった小売店の店頭で見ると、そこへまず、内容証明付きの通告書を送付します。その内容は、当該商品が商標法・不正競争防止法に反すること、及び、販売の即時停止、さらに仕入れ数量と金額、販売した数量と金額、現在の手持ちの数量、仕入先の名前の開示です。多くの小売業者は、ニセ物の販売の非を認め私たちの要求に応じてくれました。また、これをもとに仕入先、卸売業者に対し同様の内容証明付の手紙を出し、さらにその回答からメーカーをつきとめるわけです。対メーカーの段階では、部品の製造、発注先、仕入れ先まで調べ、その末端業者のところまで行き金型、プリント型等を回収するわけです。その時点において、良く知らないで製作、販売をしていた善意の業者に対しては、注意ですませますが、悪意の業者に対しては損害賠償を求めます。多くは、訴訟を起すと言うと、相手側から示談を求めてきますが、常に弁護士立会いのもとで行いました。

こういったニセ物の生産と販売の防止は、文字通りモグラ叩きみたいなもので、こちらの事件が解決すると、また他で事件が出てくるといった日々でした。当

時日本では、ニセ物をつくっているのは、近畿・東海地方が多かったですが、山間僻地まで踏み入ったこともあります。

・裁判で勝訴

ニセ物という商品ばかりでなく、商標を無断で店名に使用するケースを防止した事もいくつかありました。バーやレストラン、サンドイッチ店などでしたが、その中で、いかがわしい喫茶店がニナリッチを無断で店名に使用していたケースが訴訟となり昭和 59 年 1 月東京地方裁判所八王子支部で判決勝訴しました。著名なブランド名を無断で店名に使う事はいけないと国が認めたわけで、「本物の正当性」を裁判で公に認められ大変嬉しく思いました。それから後、日本国内におけるニナリッチのニセ物製造業者、店名無断使用者は、姿を消しました。

ところが、昭和 61 年頃から外国で作られたニナリッチのニセ物が日本へ入って来るようになりました。これに関しては、輸入者等は判るのですがその先は国外なので手の打ちようがありませんでした。その頃から、日本の税関における不正商品の水際防止のチェックが厳しくなり、私どもも何回か電話で空港・外郵・海港の税関からニセ物ではないかと鑑定をして欲しい等の問い合わせを受けました。鑑定依頼のあったものは、全てニセ物でした。そのニセ物に関し当事者の名前・数量等は公務員の守秘義務で言えないという事で判らなかったのですが、積出地は韓国が主と思われます。

ごく最近でも、私ども自身で調査したところニナリッチのニセネクタイピンの輸入についての情報を得、対応に着手しております。

ニセ物の排除は、ニナリッチの為だけではありません。本物を守る、質のよい物を消費者に提供し続けていくという流通業の基本的な立場からいっても、大切なことです。

メーカーが金と時間と知恵と努力を費やしてやっと開発したブランド品が評価を高めたところを狙い撃ちするように、そのニセ物を作って美味しいところだけを食いつくそうといった姿勢は絶対に許せません。たしかに、真似をするより真似されるほうが上位にあるのですしコピーされるのは、それだけ知名度や品質が優れているからこそであり、真似する側にとってニセ物をつくり販売しがいがあるでしょうけれども、ブランドマーク、ニナリッチを例にとれば、商標登録され

ている NINA RICCI または、N のマークは、いわば我々の家紋なのです。その家紋をまがいものに無断で盗用されたとしたら堪えがたい苦痛です。

欧州、特にかつて私が在留したフランスにおいてニセ物のハンドバックを下げている人を見たことはありません。人々にニセ物を持たないという意識が有ります。また、ニセ物を販売したらそれに対する社会的制裁は大変なものです。民度が高くなれば、ニセ物は持ちません。デザイナーが心血を注ぎ創りあげたものをコピーするというのはいけないことだというのが、教養・社会意識としてあります。そして、フランスでは、オートクチュール各社を国が公認し社会的地位を与えると共に優遇・減税措置など、いってみれば国の援助や支援があります。さすが文化の国だと思います。日本が、このレベルに達するには、まだかなりの時間が必要でしょう。

・オリジナリティの尊重

私が見るところ、日本はオリジナリティに対する意識がまだ不足していると言えます。模倣、コピーがすべていけないとは、私は思いません。物事は何でも最初は模倣から始まっています。かつて明治のはじめ、西洋に追いつき追い越せと日本が西洋の模倣をしていったのは必然でした。それを乗り越えて現在の世界に誇れる技術が生まれたのです。巨匠の作品の模写というのは、美術の学校が生徒に必ず教える必須なものであります。パリのルーブル美術館内でも新進の画家が展示作品を模写している場面に出会います。それには、本物と同じ大きさのキャンバスではいけないとか、出来上がるまで美術館の外へ持ち出せないとか、画家が一定以上の技量が必要とか、商品化はだめである、といったいくつかの条件があるのですが模倣も芸術家の育成には大切なことの一つでしょう。先程も述べました「ニセ物が出ればニナリッチも本物だよ」今は、冗談にも言う方はいません。日本も昭和 50 年代から見るとたいへん変りました。不正商品に関してニセ物は本物のパロディだと言う見当違いなことをいう人も少なくなりました。私は、ニセ物文化に関し日本も欧米にひけをとらないオリジナリティに対する畏敬の念が高まっていくことと信じます。

最後に先日パリに出張の折かねてから見たいと思っていたユニオン・デ・ファブリカン本部の「ニセ物博物館」へ行きました。古今のニセ物とその本物が並列

展示されていると言うユニークな博物館ですが、そこに、2 人の日本人女子大生が来ていました。私は、何故この様なパリの中心地から離れたところへわざわざきたのだろう、パリにはもっと見学するエッフェル塔とか凱旋門などがあるだろうにと思い、たずねたところ、彼女たちは、JTB の発行した「パリ」のガイドブックに載っていた小さなこの「ニセ博物館」の案内に興味をもちやってきたのだということでしたが、日本の若い女性がブランド品を単に持っただけでなく、ニセ物に代表されるブランドの諸問題にまで関心を持ってくれたことを心強く思った次第です。

6. 知的財産情報センターの活動

財団法人日本関税協会 知的財産情報センター（CIPIC）の活動のいくつかを次に紹介する。

(1) シンポジウムの開催

本年 2 月 16 日、経団連会館において「CIPIC 知的財産権シンポジウム」を開催した。これは、平成 18 年度の関税法等改正に伴う知的財産侵害物品の水際取締り強化を契機に開催したものであり、慶應義塾大学院教授小泉直樹氏の基調講演に始まり、官民 7 氏によるパネルディスカッションも行い、聴講者は 350 名を超えた。

このほか、内外の有識者、知的財産関係行政機関の担当官による時宜を得た知的財産に関する講演会を実施し、関係者への情報提供、啓発を図る。

(2) 輸入差止申立てに係る点検・確認業務

知的財産侵害物品の不正輸入を未然に防止するため、権利者に対して適切に助言等を行い、権利者が税関当局に対して行う「輸入差止申立て」及び「輸入差止情報提供」について支援する。

また、輸入差止申立てに係る知的財産侵害疑義物品の点検・確認業務を、税関の水際取締りを支援する観点から当センターの主要な業務として位置づけ、権利者から委任を受け行っている。

(3) 税関職員に対する不正商品講習会の実施

輸入差止申立て及び輸入差止情報提供を行っている権利者が、税関の第一線で知的財産侵害物品の取締りに当たっている職員に対して直接、当該権利の概要、真正商品と侵害物品の識別方法について自ら説明する講習会を全国各地の税関において毎年行っており、昨年度は、延べ 43 回 123 講座実施し、参加した税関職

員は延べ2,800名を超えた。

(4) 開発途上国税関職員に対する研修等の実施

開発途上国における TRIPS 協定の実施を促進する目的で、本年度もアジア9か国から16名の税関職員を招聘し、知的財産侵害物品の水際取締り等に関する研修を行った。

- ① 平成18年1月22日～28日
カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、タイ、フィリピン、マレーシア税関職員8名
- ② 平成18年2月19日～25日
中国税関職員8名

(5) 知的財産侵害物品の水際取締りに関する海外調査

平成2年から毎年連続して行っているものである

が、海外の関係政府機関等に職員を派遣し、知的財産侵害物品の水際取締り制度、取締りの成果、並行輸入品への対処等について実態を調査する。

(6) 会員による自主的活動の支援

水際での問題事項等に関する会員間の自主的な情報交換や調査研究等をより活性化するため、会員間のネットワークを充実する等、その活動を積極的に支援する。また、必要に応じ、会員の要望、意見をとりまとめ、財務省・税関に提言する。

(7) 関係団体等との連携強化

関係団体等が実施する研修等に講師を派遣する等の協力を積極的に進めることにより、知的財産権関係団体との更なる連携強化を図る。

(原稿受領 2006.5.29)



知的財産情報センター発行のパンフレット